



報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 3 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 高柳 純子

室長補佐 野崎 清隆

(直通電話) 0776 - 22 - 2691

福井県最低賃金 時間額 8 0 3 円を答申 現行 7 7 8 円を 2 5 円引上げ

福井地方最低賃金審議会（会長 新宮晋）は、本年 7 月 5 日、福井労働局長（嶋田悦郎）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8 月 3 日、福井労働局長に対して答申を行った。

内容は、現行の福井県最低賃金時間額を 2 5 円、引上げ率にして 3 . 2 1 % 引上げ、1 時間 8 0 3 円に改正するよう答申されたものである。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入った。

3 % 以上の引上げは 3 年連続で、引上げ額 2 5 円は、最低賃金が時給で決まるようになった平成 1 4 年以降で最高額となる引上げとなった。

参 考

福井県最低賃金の推移

単位(円)(%)

	時間額(円)	引上げ額(円)	引上げ率(%)	中賃目安額(円)
平成14年	642	0	0.00	0
平成15年	642	0	0.00	0
平成16年	643	1	0.16	0
平成17年	645	2	0.31	3
平成18年	649	4	0.62	3
平成19年	659	10	1.54	10
平成20年	670	11	1.67	10
平成21年	671	1	0.15	-
平成22年	683	12	1.79	10
平成23年	684	1	0.15	1
平成24年	690	6	0.88	4
平成25年	701	11	1.59	10
平成26年	716	15	2.14	14
平成27年	732	16	2.23	16
平成28年	754	22	3.01	22
平成29年	778	24	3.18	24
平成30年	803	25	3.21	25

中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。